

令和３年度第２回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会質疑応答

	【協議事項（「令和４年度京都市国民健康保険事業（案）について」）に係る 質疑応答】
瀧 本 会 長	それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見があれば挙手をお願いしたい。
上 田 委 員	資料１の４ページ「２ 京都市国保を取り巻く状況」について、２つ目の項目に「健康長寿のまち・京都」の取組とあるが、長年この協議会で委員をさせてもらう中で、被保険者の健康づくりや医療費適正化の取組が非常に大切だということがわかってきた。 国保財政が厳しい状況にある中では、長い目で見ていかに健康寿命を延ばすかが重要である。健康づくりの取組では、例えば北区の二水（楽歩）会のような地域の取組がある。京都市においては、このような取組をどんどん進めていってもらいたい。 また、コロナの状況で難しい面もあるが、健康診断の受診率が低いことも課題としてある。市民にとっては、健診の種類が多く所管課がそれぞれ違う健診をどう受ければよいかわかりにくい。集団健診会場で必要な健診が全て受けられるような仕組みになればよいと思う。
田 中 課 長	我々としても、被保険者の健康づくりは非常に大切な取組だと考えている。上田委員から紹介いただいた４０歳以上７４歳未満の被保険者を対象とする特定健診は、７５歳以上になっても後期高齢者医療制度の中で健診を受診し続けていただくことができる。 また、地域での健康づくりの取組については、介護予防推進センターや包括支援センター、各区の健康づくり推進課が地域の特性に合わせた取組を進めているところである。 なお、先ほど申し上げた特定健診は、コロナの影響で今年度の集団健診を休止している。令和４年度については、感染対策をとったうえで、区役所を会場として予約制で実施する予定である。
上 田 委 員	わかった。
山 口 委 員	今回、基金を活用して保険料の引上げ幅を抑制し、また今後のために基金を積み立てるということを説明されていたが、現在この基金はいくら残っていて今後どうしていくのか。
田 中 課 長	基金についての御質問だが、現状基金に積み立てている額はない。ややこしい説明となり申し訳ないが、２月市会において基金に積み立てるものは２つある。１つ目は令和２年度累積黒字である２７億円であり、これは安定的な国保運営に向け将来のために積み立てる。２つ目が一般会計からの臨時的支援としての１８億円である。これはコロナ交付金を活用したものであるが、一般会計から直接基金に積み立て、すぐに取り崩して令和４年度保険料の引上げ幅抑制に活用する。

山 口 委 員	わかった。 直近、コロナ交付金を使って臨時的に積み立てるものは今年度中になくなり、以降存在しないということだな。
田 中 課 長	はい。１８億円については、今年度積み立ててすぐに使うためなくなってしまう。２７億円については、積み立てた額をそのまま確保し、後年度必要に応じて取り崩していく。
瀧 本 会 長	追加で質問したい。今回、２７億円を将来のために積み立て、納付金の負担増を緩和するため取り崩していくということだが、今後累積黒字が出た場合には、その黒字も基金に積み立て、活用していくことになるのか。
田 中 課 長	そのとおり。各年度の収支で黒字が発生した場合には、基金に積み立て、今後の安定的な事業運営のため活用したいと考えている。
瀧 本 会 長	全体としてみると、前年度並みの一般会計繰入金を確保することを前提としたうえで、保険料引上げと国のコロナ交付金の活用で何とか財源不足を埋める。また累積黒字については、基金に積み立て、将来の保険料大幅アップを緩和するための財源として活用する。そういう構図になると思う。 それらの案について、了承するということでよいか。 (委員からの異議なし)
瀧 本 会 長	ありがとうございます。この件については、了承することとしたい。 【諮問事項（「国民健康保険料の賦課限度額の改定について」）に係る質疑応答】
山 口 委 員	この賦課限度額の改定というのは、被保険者が実際に納付する保険料額にも何か影響を及ぼすことになるのか。それとも単に基準が変わるだけということになるのか。
田 中 課 長	お渡ししている参考資料の４ページをご覧ください。 令和３年度では、給与支払額が９９５万円、総所得金額が８００万円の世帯の保険料は最高限度額に到達しており、医療分６３万円・後期支援分１９万円・介護分１７万円となっているが、令和４年度では、同じ８００万円の所得階層でも医療分から介護分までの保険料がそれぞれ令和３年度より引き上がっていることがわかる。限度額を引き上げることで、実際にお支払いいただく保険料も増えることになる。
山 口 委 員	比較的所得のある方に御負担いただくことはやむを得ないと思うが、コロナの影響で収入が安定していない方もおられる。保険料の算定には前年の所得が使用されるので、今年も同じ所得があるかはわからない。それなのに保険料の限度額を引き上げてよいのか疑問に思った。

出 口 部 長	確かに、保険料算定の際には前年所得が使われる。ただ、コロナの影響で収入が下がった方については、国の制度で減免制度が設けられており、保険料の負担軽減が図られている。
山 口 委 員	コロナにより収入が不安定になる方も多いといった現状もくみ取ったうえでの政策であれば仕方ない。了解した。
居 内 委 員	参考資料4 ページを使って説明いただいたが、この所得階層別の表を見ると、1, 0 0 0 万円前後の給与支払額があるような世帯が限度額引上げの対象となっている。それによって、限度額に至らない中間所得者層の方々の負担軽減につながるというお話だった。確かに、今の状況下では、仮に1, 0 0 0 万円の収入があっても決して楽ではないという意見もある。ただ、この改定は比較的高所得の方々の御負担によって、全体の負担抑制を図るといった考えに基づき、政令改正へ対応するものなので、致し方ないと思う。 国保の保険料は、一般的に「高い」ものというイメージがある。限度額がこれだけ上がるといって金額だけが独り歩きすることのないよう、議会はもちろん、被保険者に対する広報等で今のような改定の趣旨を丁寧に説明いただきたい。
田 中 課 長	まさに居内委員の仰るとおりで、保険料の件、限度額の引上げの件もあわせて市民や被保険者にわかりやすい説明をしていく必要があると思う。年に1回「こくほだより」という被保険者向けの広報誌を作成しているので、そのような媒体を通じてしっかりと広報していきたい。また、区役所の窓口が被保険者からの相談を最も受け付ける場所になるため、区役所へきっちり情報を下ろし、職員が丁寧な対応ができるよう努めていく。
居 内 委 員	わかった。 それからもう一つ、これまでからも度々説明いただいていることだが、国保制度が抱える構造的な問題についてである。国保は、比較的高齢であったり低所得の方々が加入されている健康保険ということで、財政基盤が非常に脆弱であり、その安定化のために様々な方策をとられてきたと思う。ただ、国保制度が抱える問題を抜本的に見直していくには、京都市の努力だけでは如何ともしがたい面がある。制度全般に関わることになってしまいが、国に対し、財政措置を強く要望していくことが必要ではないか。
田 中 課 長	本市もかねてから、財政措置の拡充等を国に対し求めてきた。被用者保険と比べ、国保の保険料が高いというのは事実としてある。国保のもつ構造的問題についても把握しており、他政令市と連携を取りながら、国に対し財政措置の拡充や保険制度の一本化といった内容の要望を続けていきたい。
居 内 委 員	わかった。ぜひそういった取組を引き続きお願いしたい。
瀧 本 会 長	先ほどの事務局からの説明や皆様からの御意見を踏まえ、特にこの諮問事項への異論はなかったように思うが、御承認いただけるか。 (委員からの異議なし)

瀧 本 会 長 特に異議のある方はないようなので、限度額改定は適当であるといった旨の答申書を私の方で作成し、明日にでも京都市へ提出する。この場で出された御意見については、付帯意見として答申書につけさせていただく。

そこで確認だが、今回出た御意見を私の方で集約してみたところ、次の３点となった。初めに健康づくりを含めた医療費適正化や基金の適切な運用を求めるものがあった。これらはいずれも「国保運営の安定化」のため、京都市としてしっかり取組を進めてほしいということかと思う。次に、諮問事項に関しては、被保険者にとって制度内容が難しい面もあるため、丁寧な説明をしてほしいといった御意見があった。最後に、これは制度全般に関わるものだが、国保の抱える構造的問題の解決のため、医療保険制度の一本化や、それが実現するまでの財政措置を国に対して要望してほしいといったことだった。

これら３点を付帯意見として取りまとめてよろしいか。

(委員からの異議なし)

瀧 本 会 長 異議はないようなので、付帯意見については私の方にご一任いただければと思う。京都市へ提出した答申書については、至急皆様へお送りさせていただく。
以上で、本日の議題は終了となる。

(以上)